

宮城県特別支援教育将来構想 (概要版)

宮城県特別支援教育将来構想 (概要版)

編集・発行：宮城県教育委員会（教育庁特別支援教育室）
〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
TEL 022-211-3714 FAX 022-211-3691
E-mail tokusi@pref.miyagi.jp
URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>

宮城県教育委員会

はじめに

本県では、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、特別支援教育の取組を進めてきました。一方、国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換や「障害者の権利に関する条約」への批准、それに伴う様々な法整備が進められ、障害のある児童生徒を取り巻く環境は、大きく変化してきました。

この10年間で特別支援教育についての県民の理解は進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっています。

このようなことを踏まえ、平成25年5月に特別支援教育将来構想審議会に対し、新たな構想の策定を諮問し、平成26年12月に答申がなされ、本答申を受けて、県教育委員会では、今後の10年間を見据えた新たな特別支援教育将来構想を策定いたしました。

本構想では、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」ことを「基本的な考え方」と位置づけ、本構想をもとに、5年ごとの実施計画を策定しながら、本県の特別支援教育を着実に推進してまいります。

特別支援教育将来構想の策定について

今回策定する「特別支援教育将来構想」は、世界の動向と本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、平成27年度から平成36年度までを計画期間とした、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

取組内容	対象					年度				
	幼	小	中	高	社	27	28	29	30	31
育委員会等の担当者を対象に、就学支援の在り方及び就学事務手続会等の研修会を実施する。	○	○	○							→
①全ての児童生徒を支援するため、県は特別支援連携協議会における支援体制の更なる整備を図る。 ②質した支援を行うため、推進地域における関係機関と更なる連携・支援体制を構築する。	○	○	○	○						→
児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた進路指導を行うため、その構築及び就労後の支援の更なる充実を図る。	○	○	○	○						→
労働等との連携を図り、「個別の移行支援計画」を活用した支援に体制のもと就労の定着と社会的な自立に向け、円滑な移行を支援				○	○					→
必要な) 児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒な効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校・モデル門家、指導主事、特別支援学校地域支援担当者等の派遣により支た個々の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」等を活用したり、その普及啓発を図る。	○	○								→
則り、児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の保障に努めるたる児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経管	○	○	○							→
を図るとともに、モデル事業等を実施するなど、ICTを活用したの充実を図る。	○	○	○							→
て幼稚園、小・中、高等学校等へ必要な助言や支援の充実を図る関との連携強化を図り、特別支援学校教諭免許状の更なる取得促	○	○	○	○						→
的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを、計画的に養成中、高等学校等の特別支援教育担当者等を対象に、特別支援学校管理職を対象に、特別支援教育に関する研修を行うなど、実践的	○	○	○							→
ター的機能を発揮し、早期からの相談・支援や地域の幼稚園、小・なる支援を行うとともに、特別支援教育に関する研修会のほか、修会等を実施する。	○	○	○	○						→
援学校の分校等の設置を進める。 【の対応】 園の収容定員の拡大等、環境の整備を推進する。	○	○	○	○						→
り環境を整備する。										→
児童生徒が居住地にある小・中学校において交流及び共同学習をおく特別支援教育に関する理解の更なる促進を図る。 る充実を図り、障害のある児童生徒への「合理的配慮」の在り方	○	○	○	○						→
ルーシブ教育を推進するため、市町村教育委員会の要請に応じ職との合意形成に努めるなど教育支援体制の更なる充実を図るととの適切な就学を支援する。	○	○	○	○						→
周知を図るとともに、モデル事業等の成果を発表し普及に努める。	○	○	○	○	○					→

特別支援教育将来構想に基づく主な取組

目標	主な取組	区分	
目標1 【自立と社会参加】 障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備	就学相談活動支援事業 特別支援教育総合推進事業 特別支援学校進路指導充実事業 高等学園就業定着支援事業	継続 継続 継続 新規	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各教育事務所や市町村教統の方法等について「就学就学先決定や教育相談に関する」 ○ 発達障害を含む障害のあるを設置するなど、各市町村 ○ ライフステージに応じ一を図り、早期からの教育相
	共に学ぶ教育推進モデル事業 医療的ケア推進事業 ICT 活用事業	新規 継続 新規	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある（特別な支援と「共に学ぶ」場合に必要ル地域を指定して、各種支援を行う。 また、事業により得られ具体的支援の実践例を集積 ○ 教育の機会均等の趣旨にめ、医療的ケアを必要とする栄養や嗜好吸引等を行う。
目標2 【学校づくり】 障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備	教員の専門性・指導力向上 特別支援教育研修充実事業 地域支援推進事業 教育環境整備の推進	継続 継続 継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立特別支援学校においてとともに、大学や各研修機進を図る。 ○ 地域や校内における中心するとともに、通常の小・において研修を行うほか、指導力の更なる向上を図る。 ○ 県立特別支援学校のセン中学校、高等学校等への更地域支援の在り方を探る研
目標3 【地域づくり】 生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進	インクルーシブ教育システム 推進事業 市町村教育委員会教育支援 サポート事業 特別支援教育の推進に向けた 普及啓発	継続 継続 新規	<ul style="list-style-type: none"> 【狭隘化への対応】 ○ 仙台圏域知的障害特別支 ○ 県有施設の更なる活用を【軽い知的の障害のある生徒へ ○ 高等学園の開設、高等学【施設の改築、改修】 ○ 計画的な改築・改修によ

特別支援教育将来構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、一人一人の生き方を相互に認めあえる「共生社会」の形成が、今、強く求められています。それは、障害のある者と障害のない者が、共に学び、共に生きる社会であり、一人一人が大きな夢を持ち、持てる力を最大限発揮し、自らの役割を主体的に果たす社会です。こうした社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が大きな役割を担っています。

一方、この10年間で、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や通常の学校における発達障害のある児童生徒数の増加、更には学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの変更により、多様化する教育的ニーズへの適切な対応として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続的で切れ目のない「多様な学びの場」の教育環境整備が求められています。また、教員の幅広い専門性の向上、地域教育資源の活用、ＩＣＴを含めた教材の充実も同様に求められています。

現構想の基本理念と取組を継承しつつ、その取組の充実と更なる広がりを図り、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として全面的に支援していきます。

今後の特別支援教育の進め方

この基本的な考え方の下、施策を推進するにあたり、次の3つの目標を掲げます。1つめは、障害のある児童生徒が自立と社会参加に向けて取組むことができる体制の整備、2つめは、個々の能力を最大限に伸ばすことができる学校づくり、3つめは、地域社会への参加によって実現する心豊かな生活を支える地域づくりです。つまり、将来の共生社会の中で、障害のある児童生徒が家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活を目指すものです。

特別支援教育将来構想の施策体系

基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

現構想における取組の成果と課題

障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する

【学習支援室システム】

- ・小・中学校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童生徒に対し個別に支援を行い、学力の向上や情緒の安定等に効果があり、障害に対する理解も促進された。
- ・学年進行に伴い教育的ニーズの幅が広がり、同一の教育内容での学習は困難な場合もある。

【居住地校学習】

- ・特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行い、理解や支援が得られた。
- ・教育的ニーズの違いが顕著になる小学校高学年から中学校では学習内容に工夫が必要である。

小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

- ・県総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修が充実され、特別支援教育の推進が図られた。
- ・特別支援教育は障害のある全ての児童生徒を対象とするため、特別支援学校教職員には幅広い専門性が一層求められる。
- ・小・中学校の教育資源や担当者等を繋ぐ役割が求められる。
- ・様々なニーズに応じるため、学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が求められる。

市町村における就学体制の整備

- ・職員の異動等により、円滑な就学支援や情報共有が難しいため、巡回就学相談や就学事務説明会を実施し、体制整備を支援した。
- ・学校教育法施行令の一部改正に伴い、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るとともに、県教育委員会が市町村教育委員会を支援するための体制強化が必要である。

（共に学ぶ教育に関する理解を促進する）

- ・コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、小・中学校を中心に「共に学ぶ教育」の理解は一定程度、浸透した。
- ・高等学校における教職員への更なる理解啓発を図るとともに、交流及び共同学習等の実施に向けた検討が必要である。

各学校等の現状と課題

乳幼児期

- ・発達障害早期支援事業では、モデル地域を指定し、早期からの教育相談・支援体制整備等の推進を展開している。

小・中学校

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、更なる支援が必要である。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が必要である。
- ・自閉症児等への対応について、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
- ・一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進を図る必要がある。

特別支援学校

- ・知的障害特別支援学校における狭隘化の解消に向け、早急な対応が必要である。
- ・希望に沿った進路の実現に向け、進路指導の更なる充実を図る必要がある。
- ・重複障害や医療的ケアが必要な児童生徒に対応するため、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
- ・軽い知的障害のある児童生徒が増加しており、教育課程の編成や高等学園の整備に向けた検討が必要である。
- ・児童生徒の経験を広め心の成長を促すため、居住地校学習の充実を図る必要がある。
- ・センター的機能の更なる充実
- ・計画的・継続的な教育支援

高等学校

- ・特別な支援を必要とする生徒が増加しており、更なる支援が必要である。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が必要である。
- ・発達障害等の生徒へ対応するため、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
- ・一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進を図る必要がある。

改善の方向性

方向性 1

【切れ目のない支援体制】

- ・乳幼児期から育ちを支える保護者、学校、関係機関による連携体制の構築
- ・卒業後の心豊かな生活を実現する支援体制の充実

方向性 2

【多様な学びの場】

- ・柔軟で連続した「多様な学びの場」の整備
- ・専門性のある教員等による適切で一貫した指導・支援
- ・学習の質・効果を高める教育環境の整備

方向性 3

【社会との絆】

- ・共生社会の実現に向け、県民の意識を醸成するとともに障害の理解促進
- ・県教育委員会と市町村教育委員会との連携強化

目標

目標 1

【自立と社会参加】

- ・障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

目標 2

【学校づくり】

- ・障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

目標 3

【地域づくり】

- ・生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

目標の実現に向けて

- 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
 - ・教育相談・支援体制の整備・充実

- 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
 - ・「個別の教育支援計画」、「個別の移行支援計画」、「個別の指導計画」による一貫した指導・支援
 - ・日常生活におけるQOL向上に向けた指導の充実

- 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実
 - ・社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制の充実
 - ・企業や労働及び福祉関係機関との連携

- 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
 - ・校内体制の充実・強化
 - ・ICTの活用（教材等）
 - ・障害の特性に応じた指導の工夫
 - ・教育課程の見直し及び「個別の指導計画」を活用した個に応じた指導の充実
 - ・教育的ニーズに応える教育環境の整備
 - ・地域教育資源の活用

- 学習の質を高めるための教員の専門性向上
 - ・研修の充実による小・中、高等学校等の特別支援教育担当者の実践的指導力向上
 - ・特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

- 学習の質・効果を高めるための環境整備
 - ・狭隘化対策の推進

- 共生社会の実現を目指した理解促進
 - ・地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進
 - ・インクルーシブ教育システムの理解促進

- 市町村教育委員会への支援充実
 - ・市町村教育委員会が適切な教育支援を行える体制の充実
 - ・市町村教育委員会職員の専門性向上